○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　四国横断自動車道愛南大洲線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇和島市高串字丁田一番耕地五四四番一地先から西予市宇和町稲生九九四番四地先	前	最大　三九〇・一三メートル 最小　二一・四〇	一五・七九二キロメートル
	後	最大　三六三・二四 最小　一〇・二〇	一五・七九二

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四国横断自動車道愛南大洲線	宇和島市高串字丁田一番耕地五四八番一地先から西予市宇和町卯之町五丁目一番三地先	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十日十五時

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A　六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二三キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
	後	A　六・八〇～七七・七四	一七・九二三	
		B・C　一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
		D		

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宇和島市伊吹町字花ナシ甲一四二九番五地先から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二二番一まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十日十五時

○九州地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市北波多成渕字駄道二五七七番一から同市北波多成渕字堂の前二八五九番一まで	前	六二・六〇～七〇・一〇メートル	一〇二・九〇キロメートル
	後	六二・三〇～一〇二・九〇	一〇二・〇六一
唐津市北波多上平野字曲り三一〇九番一から同市北波多上平野字曲り三一一四番一まで	前	四〇・〇〇～一三三・〇〇	一〇二・二五七
	後	八三・〇〇～二九三・〇〇	一〇二・二五七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　高原都市計画道路事業三・五・二号仲町広原線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓字上大迫及び字一里山地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　日向延岡新産業都市計画道路事業三・五・十一号富美山通線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県延岡市中川原町五丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名寄市字徳田五四番一地先から同市西四条南一一丁目一番七地先まで	前	一七・七八～三六・三七メートル	〇・四八七キロメートル
	後	一七・七八～二二・一〇	〇・四八七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部